

事業承継資金

をご利用ください

- 本制度の特徴
1.

事業承継時の設備及び運転資金として借入できます。
2.

長期間（10年うち据置3年）でのご返済が可能です。
3.

保証人は、法人は代表者、個人事業主の方は不要です。

対象者	次のいずれかに該当し、商工会議所又は商工会の推薦を受けた方 ① 事業の全部又は一部を取りやめる企業から、事業の譲渡を受けて当該事業を行う中小企業者 ② 破産等が発生した企業から、事業の譲渡を受けて当該事業を行う中小企業者 ③ 親族以外の従業員等が承継した中小企業者 ④ 事業承継により経営等に支障が生じていることについて、経済産業大臣から認定を受けた中小企業者（中小企業経営承継円滑化法 12 条）
融資限度額	1 億円以内（対象者④は 2 億円以内）
資金使途	運転及び設備資金
貸付期間	10 年間（据置期間 3 年）
金利	1.75% ただし、以下に該当する場合は 1.60% ①秋田県事業引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関から事業承継に係る支援を受けている方 ②知事が認める後継者育成塾等の修了者
保証料	0.60%以内
保証人	法人は代表者、個人は不要
必要書類	・ 秋田県事業承継資金推薦依頼書（様式新領－5） ・ 事業承継支援案件通知書（様式新領－6） 等

- 申込みは、商工会議所等の推薦書を添付の上、直接、県内の取扱金融機関へ
- 詳しくは、以下へご照会下さい。

■

秋田県産業労働部産業政策課 団体・金融班 TEL 018－860－2215

■

秋田県信用保証協会 TEL 018－863－9011

■

秋田県事業引継ぎ支援センター TEL 018－883－3551

■

商工会議所、商工会
- 秋田県 産業政策課